

委託契約書（案）

委託業務の名称 令和6年度若者向け就職情報発信事業（企業情報発信分）委託業務
委託料の額 金_____円
（うち消費税及び地方消費税の額_____円）
委託期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
契約保証金 金_____円

上記の委託業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「_____」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

（委託業務の仕様等）

第1条 乙は、別記「仕様書」に基づき、頭書の委託料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

（契約の保証）

第2条 乙が、この契約の締結と同時に納めなければならない契約保証金については、契約金額の100分の5以上の額とする。ただし、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条第1項各号のいずれかの規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

（権利義務の譲渡等）

第3条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利又は義務を譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（一括再委託等の禁止）

第4条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

3 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（委託業務実施状況の報告等）

第5条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

（委託業務内容の変更等）

第6条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止す

ることができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があると認めるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

(乙の請求による履行期限の延長)

第7条 乙は、天災その他その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(損害負担)

第8条 委託業務の実施に関して発生した損害(第三者に与えた損害を含む。)のため必要を生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)

第9条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、甲は乙から遅延日数1日につき委託料の額に年2.5%の割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切捨てる。)の遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

(著作権の帰属等)

第10条 本契約に基づく創作物の著作権(著作権法第27条、第28条の権利を含む)は甲に帰属するものとする。

2 乙は、本契約に基づく創作物が著作権法上何らの問題がないことを保証するとともに万一権利侵害紛争等が生じた場合、乙は、自己の責任においてこれを解決するものとする。

(検査及び引渡し)

第11条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく当該委託業務に関する実績報告書に成果品を添えて、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から10日以内に提出された成果品について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。

なお、この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。

(委託料の支払い)

第12条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払の請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

3 甲は、委託業務完了後において、乙に委託業務により発生した収入があると認めるときは、乙に対しその額の返還を命じるものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない、若しくは交付している委託料の一部又は全部を返還させることができる。

一 履行期限までに委託業務を完了しないとき、又は委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

二 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

三 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

四 前各号のいずれかに該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により、甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなすものとする。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第9条の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の履行期限の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受領した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(財産の帰属)

第15条 乙の委託業務の実施に伴って取得した物品、特許権及び著作権等（以下「財産」という。）は、甲に帰属するものとする。

(財産処分の制限等)

第16条 乙は、委託業務の実施に伴い取得した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、委託業務の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

2 乙は、委託業務の実施に当たり、乙が所有する設備、機械・器具及び備品（以下「機器等」という。）を使用することを原則とするが、別途、機器等の整備が必要となる場合、当該調達方法については、特段の事情がない限り賃貸借契約で対応するものとする。

なお、機器等管理の必要から帳簿を備え付け、管理上必要な事項を記録しなければならない。

3 委託業務の終了等により財産の処分が発生する場合には、甲の承認を受けなければならない。なお、委託業務の実施に伴い取得した全ての財産について、売り払いにより収

入があったときは、甲に納付しなければならない。

4 委託業務の実施に伴い取得した財産のうち、甲が指定したものについては、乙はこれを甲に返還するものとする。

(談合による損害賠償)

第 17 条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づき、不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定により課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(秘密の保持)

第 18 条 乙は、委託業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第 19 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(関係書類の整備)

第 20 条 乙は、委託業務に係る収支、業務内容及び事業の成果を明らかにするための書類及び帳簿を備え付け、これらを委託事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(補 則)

第 21 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第 22 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 福島市杉妻町2番16号
福 島 県
福島県知事 内 堀 雅 雄

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」等に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が求める場合には定期的に報告をしなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができ、乙はこの指示に従わなければならない。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。))である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認め

たときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

令和6年度若者向け就職情報発信事業（企業情報発信分）委託業務仕様書（案）

1 事業の目的

高校卒業後に多数の学生が県外に進学する本県においては、それらの学生のUターンを促進することは喫緊の課題であり、これまで以上に地元企業の魅力や情報を伝え続け、県外に進学した若者の還流と県内学生の地元定着を推し進める必要がある。

そこで本事業では、雇用労政課において管理する「『感働！ふくしま』プロジェクト」ポータルサイト（「注目企業特集」）を活用して、県内企業の魅力をPRすることにより、若者の県内定着・UIターン就職の促進を図る。

2 業務名

令和6年度若者向け就職情報発信事業（企業情報発信分）

3 事業の期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 事業の内容

事業の目的を達成するため、以下の取組を実施する。

(1) 県内企業情報の作成及び発信

県内企業において、社員が働く様子や事業概要を分かりやすくまとめた情報などを中心に発信し、県内外の学生に対して県内企業の魅力を伝えることで、県内就職のきっかけを作る。

- ・作成数：計15社以上
- ・作成ボリューム：別添ページレイアウト及び既に掲載されている原稿の内容を参考に、1社あたり2,000字程度の内容で作成すること。
- ・掲載企業の募集は原則として県と受託者が共同して実施する。企業募集にあたっての具体的な役割分担等は県と受託者において協議の上決定することとする。なお、企業情報作成にあたっての取材先企業への調整や、写真撮影等は全て受託者で行うこととする。
- ・作成する企業情報は、ターゲットである学生が読みやすく、関心を持つように工夫すること。
- ・取材により作成した企業情報は県雇用労政課が管理する「『感働！ふくしま』プロジェクト」ポータルサイト（「注目企業特集」）（<https://kando-fukushima.jp/>）に掲載する。なお、掲載した情報は別事業（令和6年度若者向け就職情報発信事業（WEB広告配信及びLINEアカウント運用分））において運用する雇用労政課LINEアカウントにて、友だち登録者に対して周知することとする。※周知の際のLINEメッセージ作成は別事業において実施。
- ・「注目企業特集」にはこれまでに作成した県内企業情報が掲載済であるが、この情報に追加する形で企業情報を掲載すること。

(2) 対象者への本事業の周知広報

自社が発行する情報誌やWEBサイト、公式SNS等を活用して「注目企業特集」ページの周知広報を行うこと。

※上記のほか、効果的な媒体があれば、経費の範囲内で提案に盛り込むこと。

5 実施体制

(1) 人員の配置

受託者は、本事業全体の進行管理を行う業務責任者を定め、県との調整や報告について対応すること。また、委託期間内に円滑に業務を進めるために必要な人員を配置すること。なお、本事業の専任である必要はない。

(2) 定期的な打合せ

受託者は、業務の遂行にあたり、県と月1回以上の定期的な打ち合わせを行う。なお、打ち合わせ内容についての議事録は受託者が作成し、県に提出すること。

6 委託業務対象経費

委託料に含まれる経費は、「4 事業の内容」に記載したすべての業務の提供にあたり発生する費用の合計金額とする。なお、飲食代、機械及び備品の購入経費等は対象外とする。

7 提出書類及び成果品

受託者は、次の書類を県が指定する日までに提出すること。

- (1) 委託業務着手届（別記第1号様式）
- (2) 委託業務完了届（別記第2号様式）
- (3) 実績報告書（任意の様式）
- (4) その他県が必要とする書類

8 関連・連携する事業

事業の目的を最大限達成できるよう、県が直接又は委託して実施する次の事業において、双方の事業効果を最大限発揮できるよう、県と十分に調整を図り、事業の周知、参加者募集案内等を行うこと。

- 令和6年度若者向け就職情報発信事業（WEB広告配信及びLINEアカウント運用分）委託業務
- 「『感働！ふくしま』プロジェクト」により実施する各種取組

9 業務上の留意事項

- (1) 本事業の実施のために創作した画像、バナーなどに関する一切の著作権は、県に帰属するものとする。
- (2) 手数料若しくはこれに類する費用を徴収することを禁止する。
- (3) 受託者は、本事業を実施するにあたり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県に連絡すること。また、本事業に係る苦情、トラブル等に関しては、受託者が責任をもって対応すること。
- (4) 本事業を通して知り得た個人情報については、他に漏洩してはならない。また、他の目的で使用すること及び売買することも禁止する。
- (5) 上記(4)については、本事業の委託契約が終了した後も同様とする。なお、個人情報が記載された資料がある場合、事業完了後、県に返還すること。
- (6) 委託事業に関連する書類・領収書等は、委託事業の完了した日の属する会計年度の翌年

度から起算して5年間保存するものとする。

- (7) 本仕様に記載のない事項または仕様書に疑義が生じた場合は、都度、県と協議しその決定に従うこと。
- (8) 本事業は、国の雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）を財源として実施する事業であるため、事業終了後、県の求めに応じて、事業に要した経費に関する会計書類及び証憑書類等を提出すること。

10 委託料の支払い

支払い方法は業務完了後一括精算払いとし、請求には第3号様式を使用すること。

第1号様式

委 託 業 務 着 手 届

令和 年 月 日

福 島 県 知 事

受託者 住 所

名 称

代表者名

印

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付け
で着手しましたので届け出ます。

記

1 業務名

令和6年度若者向け就職情報発信事業（企業情報発信分）委託業務

2 委託料の額

金 , 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）

3 委託期間

着 手：令和 年 月 日

履行期限：令和 年 月 日

第2号様式

委 託 業 務 完 了 届

令和 年 月 日

福 島 県 知 事

受託者 住 所

名 称

代表者名

印

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付け
で完了しましたので届け出ます。

記

1 業務名

令和6年度若者向け就職情報発信事業（企業情報発信分）委託業務

2 委託料の額

金 , 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）

3 委託期間

着 手：令和 年 月 日

履行期限：令和 年 月 日

※添付書類

事業実績が分かる書類を添付すること。

第3号様式

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住所
名称
代表者

令和6年度若者向け就職情報発信事業（企業情報発信分）委託業務委託料請求書
令和 年 月 日付けで締結した上記委託業務について、委託契約書第12条第1項の
規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円



企業のイメージ画像

業種
企業名
企業の概要を説明する2～3行程度のテキスト

企業データ	
設立年月日	
代表者職氏名	
資本金	
従業員数	
各種認証取得状況	
所在地	
電話番号	
WEB	

『我が社はこんな人におすすめ』

○○○○○な人

○○○○○な人

○○○○○な人

○○○○○な人

※増減可能

アピールポイント

2行程度の紹介コメント

写真

写真

2～3行のコメント

2～3行のコメント

写真

写真

2～3行のコメント

2～3行のコメント

代表メッセージ

写真

2行程度のキャッチ

職氏名

代表からのメッセージ

※複数項目作成可

社員インタビュー①

写真

2行程度のキャッチ

所属・職・氏名

出身地・勤続年数

3～5項目程度の質疑応答

社員のプライベート ※趣味や休日の様子 など

写真

写真

2行程度のコメント

2行程度のコメント

社員インタビュー②

写真

2行程度のキャッチ

所属・職・氏名

出身地・勤続年数

3～5項目程度の質疑応答

社員のプライベート ※趣味や休日の様子 など

写真

写真

2行程度のコメント

2行程度のコメント

就労環境に関するアピールポイント

紹介コメント
5～6行程度

紹介コメント
5～6行程度

写真

写真

※項目数は追加可能